

日本における大学と企業の共同研究について

大山 真吾



「Germination」には以前、テクノネットワーク四国（四国TLO）に在籍していたときに、ライフサイエンス分野、特にバイオ医薬品における技術移転について、大学でどこまで研究・開発するのか、開発された技術をいかに発展させるのか、について自分なりの考えを書かせていただきました（2009年第87巻3号）。しかし、掲載後すぐに、現在所属している沖縄科学技術大学院大学に転職したため、「考えは分かったけど、実践の結果は？」と聞かれると、答えに窮してしまいます（実は、今回の執筆依頼を引き受けて良いのか、悩みました）。ただ、現在、学内の特許の管理・活用や企業との研究契約交渉などを担当しており、職場は変わりましたが、キャリアとしては一貫して、「アカデミア（大学）で生まれた科学技術をいかに産業界で利用可能なものにするのか、また、それによってどう収益を生み出すか」、つまり産学連携をテーマとしていることには変わりません。アカデミア発の知的財産に関わりながら、今自分が課題としていることについて、以下、皆さんと議論できたら幸いです。

産学連携による共同研究

今日、大学と企業が共同研究を行うことは珍しいことではなくなり、大学における「第三の使命」として推奨されることに関して、異論はありません。また、そのような活動から、新たな科学が発展する可能性も考えられます。しかしながら、「産学連携によって大学側の収益をどう生み出すか」については、もう一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。

2013年3月20日～22日、AUTM Asia2013が京都で開催されました。それは、日本の産学連携が前進していることを強く印象づけると同時に、いまだ解決されていない問題についても議論の場を提供しました。以下に述べる知的財産（特許）の共同所有に関する問題です。

日本の大学では企業と共同研究を行い、その結果として特許を共同で所有することが一般的です。そして、特許の共同所有者である企業の承諾なしには、第三者へ特許の移転はできません。その結果、活用されず、収益を生む財産となっていない特許が大学には多く存在してい

ます。私自身も過去を振り返ると、共同研究から生まれた特許の利用については、共同研究相手である企業に委ねてしまっていたという印象があります。また、共同研究後の研究成果の収益についての交渉は、上手くいったことはほとんどありません。このような共同研究－特許共同出願の問題は、共同研究相手である企業がその特許を自由に使うことができるため、「特許の利活用の段階における機会が不平等である」として、長く大学・企業間で議論されてきました。しかしこの議論においては、特許費用を負担しない大学が、共同研究相手からいかにして特許の使用料を得るかという点に焦点を当てるのみで、本気で活用するための議論が十分でなかったというのが私個人の印象です。

共有特許の問題の解決に向けて

今一度、共同研究の成果の利活用について考え直し、「共同研究の成果なのだから、特許も共同で所有するのが当然だ」という考え方を変えていく必要があると考えます。共同の研究成果であっても、大学が単独で所有するという積極的なポリシーが存在しても良いと思われまじ、企業と共有の特許を第三者が更に利用できるような環境を、日本でつくっても良いと思います。大学から企業へ発明者の権利を譲渡するのではなく、逆に企業から大学へ譲渡する流れを促進すべきだと考えます。企業の方は大学の特許（技術）を独占的（もしくは非独占的）に使用できれば良いのであって、必ずしも所有する必要はないのではないのでしょうか。実際、米国大学と契約する際には、日本企業がこの条件を承諾するケースが多くあります。

ただし、そのためには大学は、特許が大学にとっての「投資」であるとの認識の下、強いポリシーを持ち、および大学において特許の維持管理と営業（マーケティング）を行う必要があります。さらに、それらの活動を支え、世界各国の企業と対等に渡り合えるプロフェッショナルを、大学自らが育て、輩出していくことが重要です。これは、現在の私の目標につながることであります。